

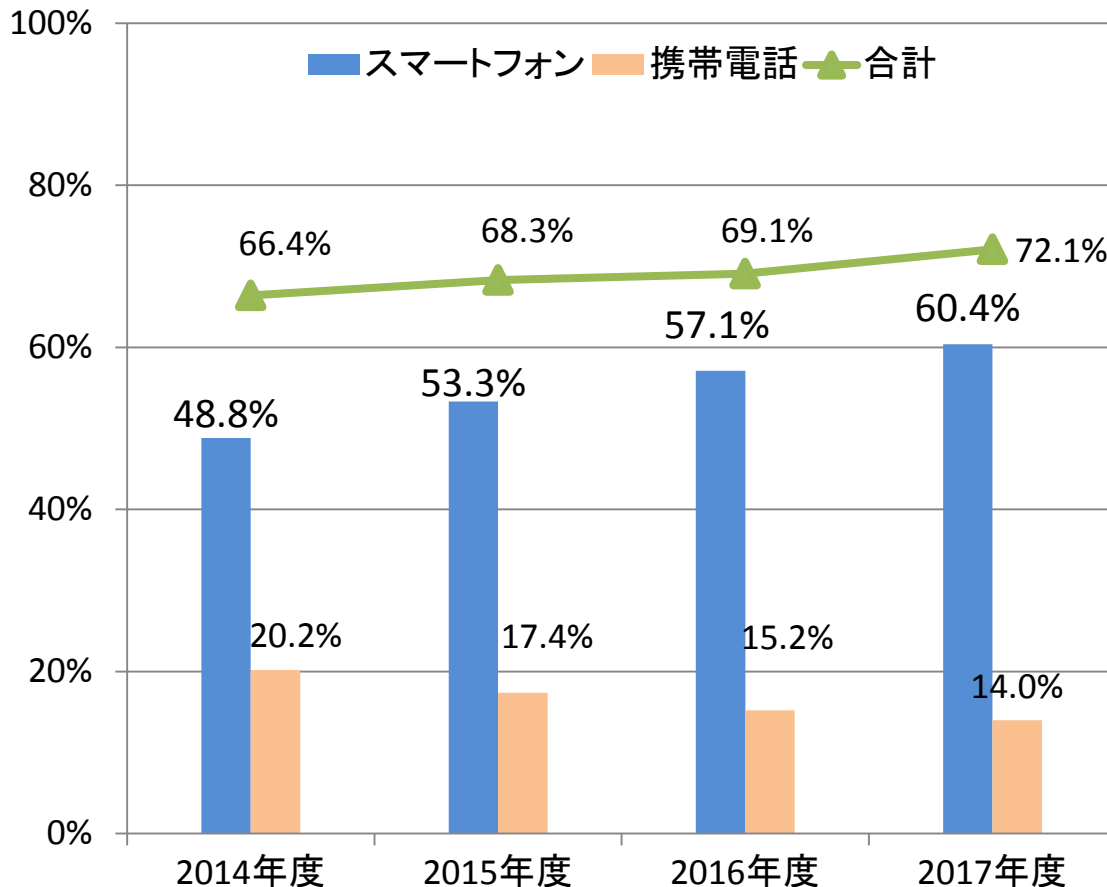
青少年のインターネット利用状況、 総務省の取組及びご議論いただきたい事項

2019年2月
事務局

青少年によるインターネット利用動向

- 青少年のスマートフォンの利用が大きく進展している。
- 青少年のスマートフォンの利用内容としては、「コミュニケーション」（SNS等）が最も多い。
（高校生91.1%、中学生84.5%）

【青少年（満10歳～満17歳）のスマートフォン・携帯電話（フィーチャーフォン）の利用率】



○ スマートフォンの利用率

高校生：90.7%（2014年度）→ 95.9%（2017年度）
 中学生：41.9%（2014年度）→ 58.1%（2017年度）
 小学生：17.1%（2014年度）→ 29.4%（2017年度）

○ インターネットの平均利用時間

（1日当たり平均、2017年度）

高校生：213.8分
 中学生：148.7分
 小学生：97.3分

○ スマートフォンの主な利用内容（2017年度）

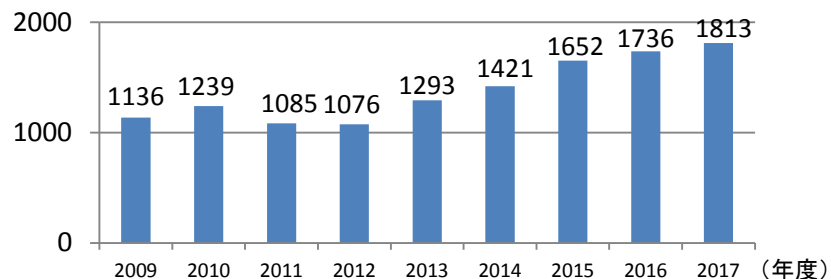
高校生	[コミュニケーション（91.1%）
]	動画視聴（83.6%）
		音楽視聴（81.6%）
中学生	[コミュニケーション（84.5%）
]	動画視聴（77.6%）
		ゲーム（69.7%）
小学生	[ゲーム（76.8%）
]	動画視聴（59.9%）
		コミュニケーション（46.9%）

- SNS等で被害にあった青少年（18歳未満）等は増加傾向にある。
- 違法・有害情報相談センター（総務省設置）に寄せられた相談件数も高止まりしている。

SNS等で被害にあった青少年（18歳未満）の数

（被害の内容）

青少年保護育成条例違反、児童ポルノ、児童買春 等

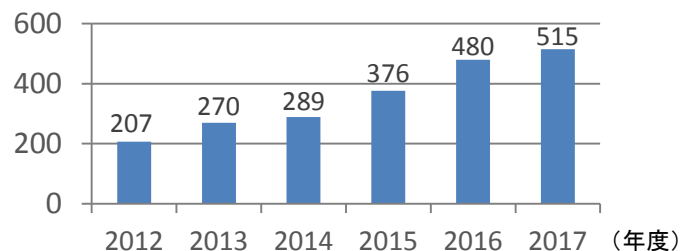


出典：警察庁「平成29年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について」

自画撮り被害にあった青少年（18歳未満）の数

（自画撮り被害の内容）

だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られた 等



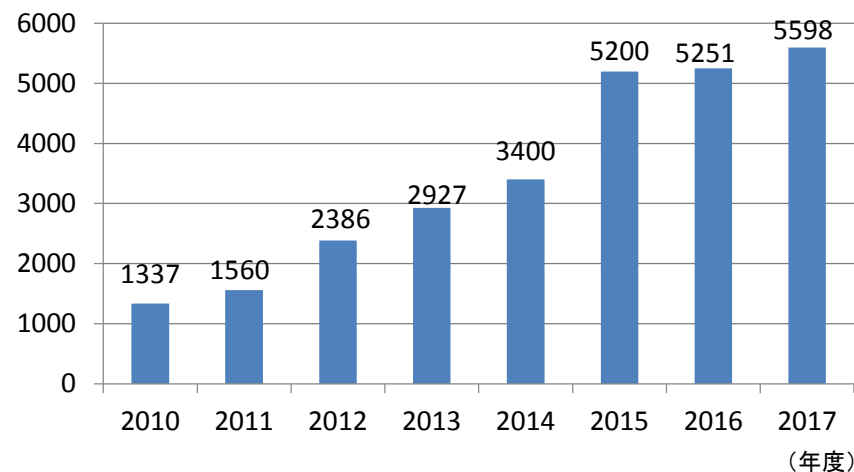
出典：警察庁「平成29年における子供の性被害の状況」

違法・有害情報相談センター（総務省設置）に寄せられた相談件数

◎ 下記のうち、青少年に関する相談は約1割程度

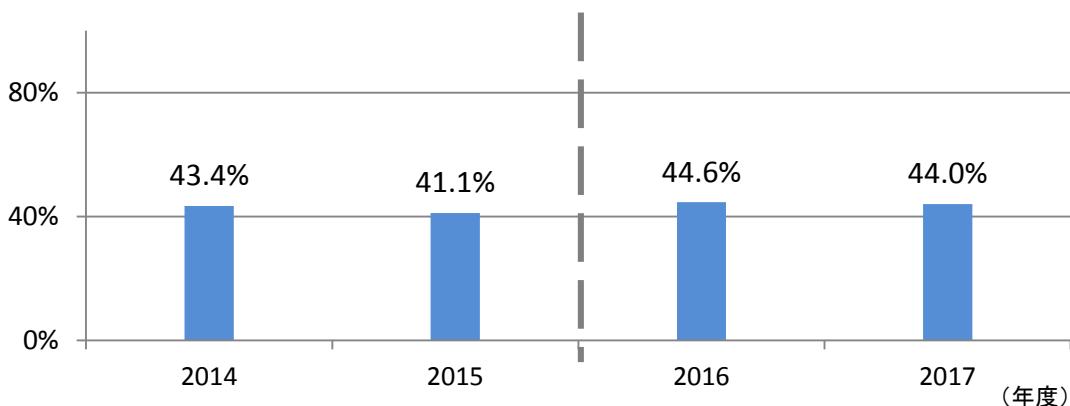
（苦情・相談の具体例）

- ・ 掲示板に自分の氏名、電話番号が書き込まれ、誹謗中傷されている
- ・ 自分の顔写真が無断で出会い系サイトで使われている
- ・ チャットで送った裸の画像が掲示板に掲載されている 等



- 青少年のスマートフォンにおけるフィルタリング利用率は横ばいで推移（44.0%）。
 - フィルタリングを利用していない理由としては、「フィルタリングを利用しなくても、子供の適切なインターネット利用を管理できるため」（25.8%）、「特に必要を感じない」（15.6%）が多い。
 - 一方で、「フィルタリングで制限されているサービスやアプリを子供に使わせるため」（7.3%）「子供にとってフィルタリングが不便と感じた」（7.0%）等、フィルタリングの利便に係る課題も理由として挙げられている。
- （いずれも2017年度）

【青少年のスマートフォンにおけるフィルタリング利用率】



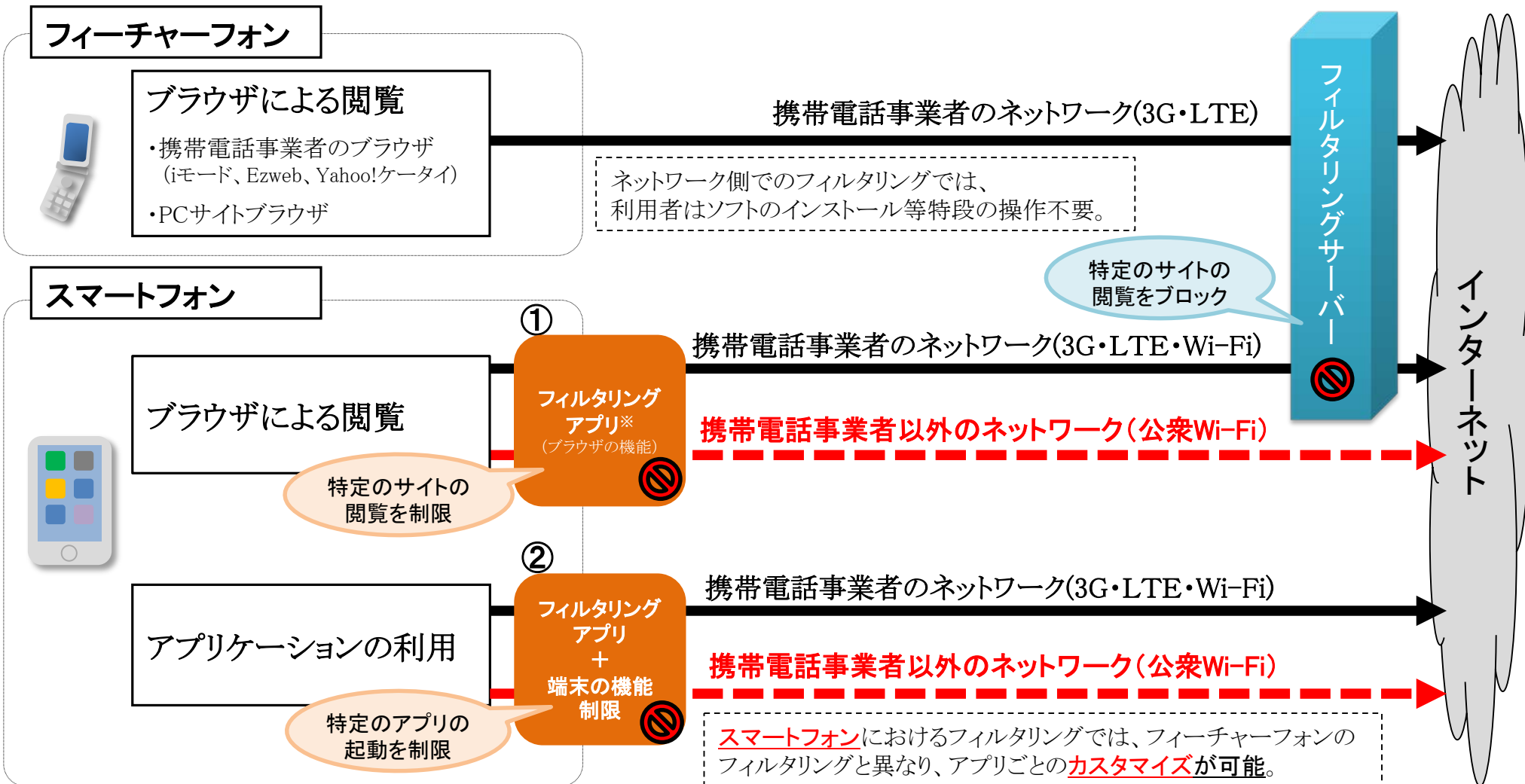
【フィルタリングを解除した理由】

- ・ フィルタリングを利用しなくても、子供の適切な利用を管理できるため 42.7%
- ・ フィルタリングで使えない（制限されている）サービスやアプリを子供に使わせるため 37.5%
- ・ 子供にとってフィルタリングが不便と感じた 34.4%

【フィルタリングを利用していない理由】

- ・ フィルタリングを利用しなくても、子供の適切なインターネット利用を管理できるため 25.8%
- ・ 特に必要を感じない 15.6%
- ・ フィルタリングを使っていたが解除した 7.8%
- ・ フィルタリングで使えない（制限されている）サービスやアプリを子供に使わせるため 7.3%
- ・ 子供にとってフィルタリングが不便と感じた 7.0%

スマートフォンでは、①無線LANを通じてインターネットにアクセスするときや②アプリケーションを利用するときには、従来のフィーチャーフォンにおけるネットワークのフィルタリングでは十分に機能しないため、フィルタリングアプリや端末の機能制限の設定が必要。



※ 端末の機能制限により、標準搭載されたブラウザでの閲覧を制限する場合もある。

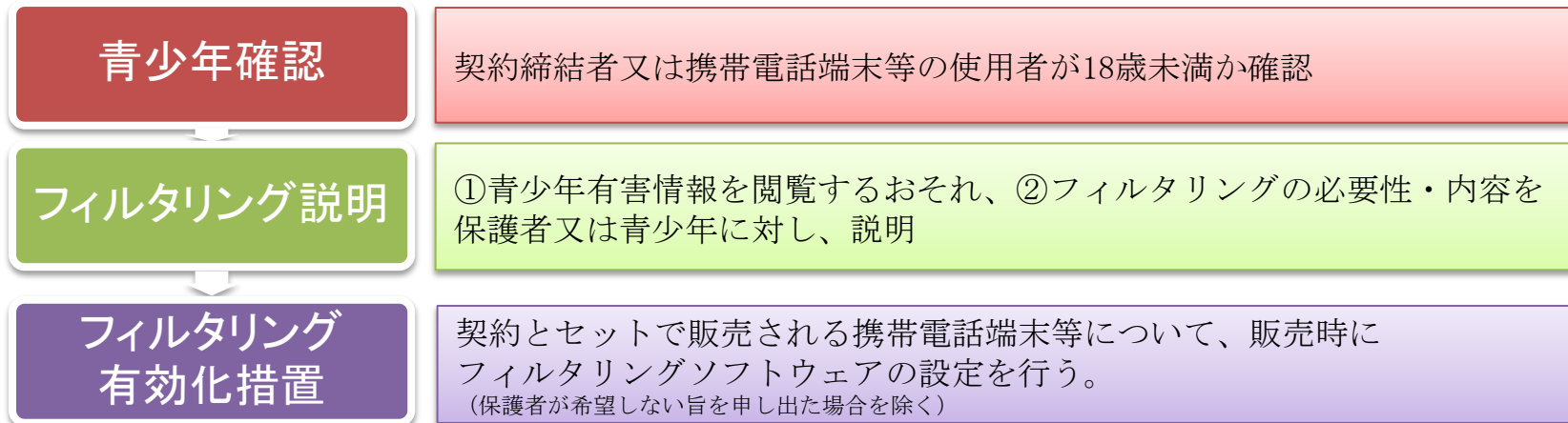
改正青少年インターネット環境整備法の概要

【改正前の内容】

携帯電話事業者に対して、契約者又は端末(携帯電話・PHS)の利用者が青少年(18歳未満)の場合、(保護者が利用しない旨を申し出た場合を除き)フィルタリングサービスの利用を条件として、通信サービスを提供することを義務付け 等

【改正の内容】

1. 携帯電話事業者及び代理店に対して、上記義務に加え、新規・変更契約時に下記を義務付け



2. フィルタリングサービス提供義務の対象機器を携帯電話・PHSに加え、データ通信用端末(タブレット等)に拡大

(注) その他

- ① パソコンメーカー等に加え、携帯電話端末の製造事業者に対して、フィルタリングソフトウェアのプリインストール等、フィルタリング容易化措置を義務付け
- ② OS開発事業者に対して、フィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置を円滑に行えるようOSを開発する努力義務
- ③ 上記「1.」の青少年確認において、保護者等に対して、携帯電話端末等を青少年に使用させるために契約を締結しようとする場合にはその旨を申し出ることを義務付け

青少年有害情報の閲覧防止措置と対象機器のイメージ

閲覧防止のための義務の内容	13条 青少年確認義務 ・契約者又は端末使用者が青少年（18歳未満）か確認	14条 説明義務 ・フィルタリングの必要性等を保護者又は青少年へ説明	15条（旧17条） フィルタリングサービス提供義務 ・契約者又は端末使用者が青少年の場合、フィルタリングの利用が役務提供の条件とする	16条 フィルタリング有効化措置義務 ・役務提供契約とセットで販売される端末等についてフィルタリングソフトウェア等の設定を行う	17条（旧18条） フィルタリング提供義務 ・役務の提供を受ける者から求められた際にフィルタリングを提供する	18条（旧19条） フィルタリング利用容易化措置義務 ・フィルタリングのプリインストール等フィルタリングの利用を容易化する措置を講じる	19条 容易化措置円滑化の努力義務 ・有効化措置や容易化措置を円滑に行えるようOSを開発
義務主体	携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び契約代理店 ※15条は前者のみ。				インターネット接続役務提供事業者	インターネット接続機器製造事業者	OS開発事業者
特定携帯電話端末等（携帯電話回線によるネット接続可能、端末販売が回線契約と併せて行われる場合）							
スマートフォン	○	○	○	○	○	○	○
タブレット (Cellular+Wi-Fiモデル)	○	○	○	○	○	○	○
携帯電話端末等（携帯電話回線によるネット接続可能、端末側のフィルタリングの設定不要）							
従来型ガラケー・PHS	○	○	○	×	○	○	○
携帯電話端末等（携帯電話回線によるネット接続可能、端末販売が回線契約と別々に行われる場合）							
持込みのスマホ端末	○	○	○	×	○	○	○
一部の携帯ゲーム機	○	○	○	×	○	○	○
その他インターネット接続機器（携帯電話回線接続不可）							
デスクトップパソコン	×	×	×	×	○	○	○
タブレット (Wi-Fiモデル)	×	×	×	×	○	○	○
多くの携帯ゲーム機、 携帯音楽プレーヤー等	×	×	×	×	○	○	○

※斜線部分：改正法で新たに義務の対象となったもの

総務省の取組

青少年のフィルタリング利用の推進

改正青少年インターネット環境整備法の施行を踏まえた青少年のフィルタリング利用の推進

○ 携帯電話契約時におけるフィルタリング利用の推進

- ① 改正青少年インターネット環境整備法の施行（2018年2月1日）。
携帯電話事業者等に対して、利用者が18歳未満かどうかの確認、フィルタリングの必要性の説明、フィルタリングソフトの設定の実施を義務付け。
- ② 総務省から携帯電話事業者等に対し、義務履行の徹底を要請（2018年1月）。
- ③ 店頭等での周知用として、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングに係る店側の義務や保護者の役割等を説明するリーフレット40万部を配布（2018年1月）。

【青少年のフィルタリング利用率】：2017年度 44.0%
 （出典）「平成29年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

【フィルタリングソフト(アプリ)の設定手順】



- ① フィルタリングソフトウェアの操作のためのパスワード等の設定
- ② フィルタリングレベルの設定（高校生・中学生モード等の選択）

○ 保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等の周知

- ① フィルタリングの仕組みや活用法に特化した学校等への「出前講座」（e-ネットキャラバンPlus）を実施（※）。
 - ② 「インターネットトラブル事例集」（2018年度版）の特集としてフィルタリングの必要性等を解説。
- （※ 実施件数
2017年度：66件
2018年度：152件（4月～1月））

利用者に分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現推進

○ 携帯3キャリアで、フィルタリングサービスの名称・フィルタリングアプリアイコンを統一（2017年3月）



（あんしんフィルター for docomo）



（あんしんフィルター for au）



（あんしんフィルター for SoftBank）

* 個別に任意のウェブサイトを、アプリを許可することができる。（カスタマイズ機能）

○ 小学生・中学生・高校生モードに加え、リテラシーの高い層向けに「高校生プラスモード」を導入（2017年3月）

⇒ 全くフィルタリングを不要とする層に対して最低限の保護手段を提供

Web閲覧やアプリの制限レベルを「小学生」「中学生」「高校生」「高校生プラス」の4段階から設定できます。

	小学生	中学生	高校生	高校生プラス
説明	スマホを初めて使うお子さまや操作に少し慣れたお子さま向け	スマホの操作におおむね慣れたお子さま向け	スマホ利用のルールやマナー、危険性を理解したお子さま向け	SNS利用のルールやマナー、危険性を理解したお子さま向け
制限対象	ゲーム、動画、音楽など 懸賞、成人娯楽など SNS、掲示板など 出会い、アダルトなど	懸賞、成人娯楽など SNS、掲示板など 出会い、アダルトなど	SNS、掲示板など 出会い、アダルトなど	出会い、アダルトなど

e-ネットキャラバンの実施

○ 子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での「出前講座」を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。

2018年度は、保護者・教職員等向け講座について、若者が使う主要なSNSの解説等を加えたりリニューアルを実施。

* 実施主体：一般財団法人マルチメディア振興センター（FMCC）

2018年度実績（4月～1月）：2,314件 約43万人

2017年度実績：2,309件 約39万人

（2006年度開始以来実績：19,708件 のべ約315万人）



e-ネットキャラバン講座実施の様子

○ さらに、2018年より、次の取組も実施。

① 座間市における事件の対策の一環として、スクールカウンセラーを含む教育関係者等に若者のSNSの利用実態を伝えるため、e-ネットキャラバンの講師を教育委員会が開催する研修会等に派遣。

② 少年院や少年鑑別所に収容された青少年に対して講座を実施。

インターネットトラブル事例集の作成と公表

○ 子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資するため、インターネットに係るトラブル事例の予防及び対処法をまとめた「インターネットトラブル事例集」を2009年度より毎年更新・作成し公表。

○ 2018年度は、
 ・自撮り写真の交換に端を発した脅迫被害
 ・SNS上の知人による誘い出し
 に関する事例の追加等を行い、「インターネットトラブル事例集」（2018年度版）を作成。



ご議論いただきたい事項

背景

- 昨今、青少年へのスマートフォンの普及は大きく進展しており、SNSを利用して犯罪の被害にあう児童・生徒の数も高止まりするなど、スマートフォンの普及に伴うトラブルも増加している。
一方で、スマートフォンを利用する青少年のフィルタリングの利用率は44%（2017年度）となっており、フィーチャーフォンの時代よりも低下している。
 - * 10～17歳のスマートフォンの利用率：2014年度 48.8% → 2017年度 60.4%（出典：内閣府）
 - * SNSに起因する事犯の被害児童数：2014年度 1,421件 → 2017年度 1,813件（出典：警察庁）
 - * 2015年度の青少年のフィルタリングの利用率：フィーチャーフォンで64.7%、スマートフォンで45.2%（出典：内閣府）
- こうした状況の下、青少年のインターネットの安心・安全な利用は重要な課題。中でも、青少年によるフィルタリングの利用促進は、2018年2月に施行された改正青少年インターネット環境整備法の着実な履行やインターネット上の海賊版サイト対策等の観点からも、これまで以上に強く求められている。

ご議論いただきたい事項

以上のような背景のもと、青少年のフィルタリング利用の促進に関し、以下のような点についてご議論いただきたい。

(1) フィルタリング利用率向上のための方策

- 携帯電話事業者等が更に取り組むべきこととして、どのようなことが考えられるか。
- フィルタリングの必要性等について、どのように周知・啓発すべきか。

(2) フィルタリングのユーザー利便の向上

- スマートフォン時代になり可能となったフィルタリングの「カスタマイズ」等に関して、ユーザーがより認知するための方策としてどのようなものがあるか。
- フィルタリングのカスタマイズに当たり、保護者の判断を助けるような情報発信の仕組みが必要ではないか。